

## むつ市福祉バス使用要綱

平成3年1月25日告示第3号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、むつ市福祉バス（以下「バス」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の資格)

**第2条** バスを使用することができるものは、むつ市民が加入し、営利を目的とせず、社会福祉の増進を図ることを主たる目的とする団体（以下「福祉団体等」という。）とする。

(使用の範囲)

**第3条** バスの使用の範囲は、福祉団体等が当該福祉団体等の事業、活動等を行う場合であって乗車人数がおおむね10人以上である場合とする。ただし、公益性に鑑み、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて市が実施する事務事業にバスを使用するものとする。

(運行時間)

**第4条** バスの運行時間は、使用する団体が指定する場所（市内に限る。）を起点及び終点として午前9時から午後4時45分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合には、翌日の午前0時までを限度として、運行時間を変更することができる。

(運休日)

**第5条** バスの運休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、運休日に運行することができる。

(使用の申請)

**第6条** バスを使用しようとする福祉団体等（以下「申請者」という。）は、原則

として、使用しようとする日の1月前までに福祉バス使用承諾申請書（様式第1号）2部に行程表及び乗車名簿を添えて市長に提出するものとする。

（使用の承諾等）

**第7条** 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、この内容を審査し、他の福祉団体等の使用計画との調整を図り、使用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定した場合は、福祉バス使用承諾（不承諾）書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、公益上必要があると認めた場合は、前項の承諾を取り消し、又は使用を制限することができる。

（使用料）

**第8条** バスの使用料は、無料とする。ただし、有料道路利用料、駐車料等当該使用に関連する費用については、使用する福祉団体等（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

（遵守事項）

**第9条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 運行中は、運転者及び係員の指示に従うこと。
- （2） バスの設備、車体等を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （3） 運行中に負傷者、病人等が発生した場合は、責任をもって処理すること。
- （4） バス内で喫煙しないこと。
- （5） その他注意事項を守り、運転者の安全運転に協力すること。

（その他）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則**（平成17年10月27日告示第77号）

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則**（平成21年3月19日告示第13号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年1月25日告示第5号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月25日告示第21号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月 日告示第 号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。